

令和2年5月8日

令和2年 第1回杵築市議会臨時会

追加議案説明書

令和2年第1回杵築市議会臨時会に提出いたしました追加議案等について、説明を申し上げます。

まず、議案第70号 令和2年度杵築市一般会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急経済対策が主なもので、総務費、民生費、教育費を補正するもので、補正額を29億5,012万4千円の増額とし、補正後の予算の総額を200億4,012万4千円といたしました。

主な補正の概要を、歳出から款を追って、説明を申し上げます。

まず、総務費では、令和2年4月27日において住民基本台帳に記載されている者1人につき10万円を支給する特別定額給付金を支給するために要する経費として、28億9,780万円を計上しました。また、電算、防災ラジオ・防災無線などに接続している非常用自家発電機設備が故障し修理不可能となったため、別の非常用自家発電機設備に接続する経費935万7千円を計上しました。

民生費では、子育て世帯への支援として、児童手当を受給している世帯に対し、対象児童一人当たり1万円の臨時特別給付金の支給に要する経費3,778万6千円、休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれがある人に、一定期間家賃相当額を支給するための経費186万円を計上しました。

教育費では、市立幼稚園に必要な空気清浄機などの保健衛生用品の購入に要する経費147万3千円、3月の学校の臨時休業による学校給食休止に伴い、学校給食調理業者等に対して、供給予定分の損害額

や廃棄食材費などを補填するために要する経費として、184万8千円を計上しました。

以上、歳出について申し上げましたが、その財源は、国庫支出金、基金繰入金であります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少する中小企業者や農家が金融機関から借り入れる資金の利子を市が負担するため、当該利子補給に関する債務負担行為の補正を行っています。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

次に、報告第20号 杵築市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例が設けられたため、市税条例においてその適用に関する手続等の整備を行うなどの所要の改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

